

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○保安林の指定施設要件の変更の予定(四件)	(森林整備課)	二
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	五
○道路の供用開始(二件)	(同)	五
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	六
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	七
○公有水面埋立てのしゅん功認可	(港湾課)	七
○都市計画事業の認可	(都市計画課)	八
○都市計画の変更	(同)	八
○都市計画変更案の縦覧(二件)	(同)	九
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定	(道路課)	九
○開発行為に関する工事の完了(五件)	(建築宅地課)	一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁高校教育課)	一一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(三件)	(同)	一三
選挙管理委員会		
○政治団体の届出	(同)	一四

ページ

告 示

- 政治団体の届出事項の異動届 一四
- 政治団体の解散届 一四
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分) 一五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分) 一五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分) 一五

○宮城県告示第九百六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小野寺医院	気仙沼市赤岩五駄鱈七十六ー一	平成二十六年六月十一日
仙台ペインクリニック石巻分院	東松島市赤井字八反谷地九十九ー一	平成二十六年九月一日
あかいし台ファミリークリニック	黒川郡富谷町明石台六ー一ー二十	平成二十六年十月一日
はやしデンタルクリニック	多賀城市高崎二ー十五ー六	平成二十六年十月一日
いわぬま駅前歯科医院	岩沼市館下一ー五ー二十一階	平成二十六年十月一日
ファミリーみらい 東しんじょう薬局	気仙沼市東新城二ー七ー六	平成二十六年十月一日
アイセイ薬局 多賀城山王店	多賀城市山王字中山王十三ー一	平成二十六年九月一日
カクマン薬局	登米市中田町上沼字新寺山下五十九ー七	平成二十六年九月一日
なかじま薬局	大崎市古川中島町一ー一ー二	平成二十六年十月一日
古川調剤薬局 鹿島台店	大崎市鹿島台平渡大沢八ー三	平成二十六年十月一日

公益財団法人宮城厚生協 会ケアステーションつく し	多賀城市笠神一八二二十八	平成二十六年四月一日
---------------------------------	--------------	------------

○宮城県告示第九百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
小野寺医院	気仙沼市赤岩五駄鱈七六一一	平成二十六年六月十日
国分内科医院	巨理郡巨理町字上茨田七一一	平成二十六年八月三十日
かぜの会あべ歯科医院	塩竈市東玉川町八一八	平成二十六年八月三十一日
いそだ歯科クリニック	巨理郡巨理町逢隈高屋字道下二十九一三	平成二十六年九月三十日
カクマン薬局	登米市中田町上沼字弥勒寺中下二二二一 二	平成二十六年八月三十一日
ユウハート調剤薬局	登米市追町佐沼字江合二一十二一十二一	平成二十五年十月三十一日
公益財団法人宮城厚生協 会中新田訪問看護ステ ーション	加美郡加美町字矢越三百四十五	平成二十六年九月三十日

○宮城県告示第九百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	変更後	変更前	変更後	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
公益財団法人宮城厚生協会しおかぜ訪問看護ステーション	公益財団法人宮城厚生協会しおかぜ訪問看護ステーション	塩竈市字庚塚一三	遠田郡美里町南小牛田字山の神二百三十五	公益財団法人宮城看護協会しおかぜ訪問看護ステーション	遠田郡美里町東一三二一	平成二十六年十月一日
						平成二十六年八月二十五日

○宮城県告示第九百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇三〇〇三五	愛さんさん塩竈事業所 塩竈市本町十二一五	型 就労継続支援 A	株式会社ソーシャルプロジェクト	平成二十六年十一月一日
○四一二五〇〇七一一	まきばの実り 大崎市古川荒谷字銘 銀二十三番地四	型 就労移行支援 B	特定非営利活動法人まきばフルースクイ	平成二十六年十一月一日
○四一二二一〇〇六四	エーシーイー株式会社 社大河原事業所 柴田郡大河原町字町 百七十一	型 就労移行支援 A 就労継続支援 A	エーシーイー株式会社	平成二十六年十一月一日

○宮城県告示第九百十号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る）、加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに大崎市役所及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百一十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
白石市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

た。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市花山字本沢沼山二の三、二の一六、字本沢虚空蔵一の一、一の一三（次の図に示す部分に限る。）、一の一五、一の一六、一の一九、一の一九から一の二一まで、字本沢三ツ岩三三の二（次の図に示す部分に限る。）、字本沢小川原一の一

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市花山字草木沢宮ノ木裏一八の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 釜谷大須雄勝線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
石巻市雄勝町大浜字大浜一番二地先から 同市雄勝町大浜字大浜一番二〇地先まで		二〇・一 五八・四	二〇・一 三五・一	一〇八・九 一〇八・九

○宮城県告示第九百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 河南米山線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
石巻市桃生町中津山字江下五三番二地先から 同市桃生町中津山字四〇番六地先まで		七・二 二〇・〇	七・二 九・五	二四〇・〇 二四〇・〇

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 河北桃生線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
石巻市桃生町中津山字白鳥五番一地先から 同市桃生町中津山字江下二一番地先まで		八・五 一六・〇	一六・一 四七・八	三八六・〇 四二〇・八

○宮城県告示第九百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河北桃生線	石巻市桃生町中津山字白鳥五番一地先から 同市桃生町中津山字町裏九〇番一地先まで	平成二十六年 十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	石巻市門脇字二番谷地一三番二九〇地先から同市大街道西三丁目七九番地先まで	平成二十六年十二月二十二日

○宮城県告示第九百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
五山沢	土石流	栗原市栗駒沼倉都田（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所
上田沢	土石流	栗原市栗駒沼倉上田（次の図のとおり）		
上田沢	土石流	栗原市栗駒沼倉上田（次の図のとおり）		
荒砥沢	土石流	栗原市栗駒文字荒砥沢（次の図のとおり）		
荒砥沢2	土石流	栗原市栗駒文字山下（次の図のとおり）		
荒砥沢3	土石流	栗原市栗駒文字山下（次の図のとおり）		
荒砥沢4	土石流	栗原市栗駒文字山下（次の図のとおり）		
内峰沢	土石流	栗原市栗駒文字下荒屋敷前、内峰（次の図のとおり）		
小館沢	土石流	栗原市若柳有賀字小館（次の図のとおり）		

寺前沢	土石流	栗原市栗駒鳥沢寺前（次の図のとおり）
西若宮沢	土石流	栗原市高清水若宮（次の図のとおり）
西若宮沢2	土石流	栗原市高清水若宮（次の図のとおり）
小山田沢	土石流	栗原市高清水大沢（次の図のとおり）
嶋鉢山中前1	土石流	栗原市一迫字嶋鉢山中前（次の図のとおり）
嶋鉢山中前2	土石流	栗原市一迫字嶋鉢山中前（次の図のとおり）
森下川	土石流	栗原市鷲沢南郷大竹、鷲沢南郷原（次の図のとおり）
大梨3	土石流	栗原市金成大梨（次の図のとおり）
館下沢	土石流	栗原市金成有壁館下（次の図のとおり）
権現堂沢	土石流	栗原市花山字草木沢権現堂（次の図のとおり）
荒谷沢	土石流	栗原市花山字草木沢荒谷裏（次の図のとおり）
上沼沢5	土石流	栗原市花山字草木沢角間（次の図のとおり）
上沼沢7	土石流	栗原市花山字草木沢角間（次の図のとおり）
1 稲干場沢1	土石流	栗原市花山字本沢稲干場（次の図のとおり）
2 稲干場沢1	土石流	栗原市花山字本沢稲干場（次の図のとおり）
岩ヶ崎	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒岩ヶ崎下小路、四日町（次の図のとおり）
館下の1	急傾斜地の崩壊	栗原市金成有壁館下（次の図のとおり）
下畑岡	急傾斜地の崩壊	栗原市若柳字下畑岡内谷川前（次の図のとおり）
鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	栗原市一迫字川口鍛冶屋（次の図のとおり）
貴船前の1	急傾斜地の崩壊	栗原市金成有壁貴船前（次の図のとおり）

長根の1	急傾斜地の崩壊	栗原市築館字照越長根(次の図のとおり)
大立の1	急傾斜地の崩壊	栗原市若柳字上畑岡大立(次の図のとおり)
かけの3	急傾斜地の崩壊	栗原市若柳字上畑岡(次の図のとおり)
泥畑	急傾斜地の崩壊	栗原市若柳有賀字小館(次の図のとおり)
新山の2	急傾斜地の崩壊	栗原市若柳有賀字新山(次の図のとおり)
町館の3	急傾斜地の崩壊	栗原市若柳武館字町館、刑部沢(次の図のとおり)
木壳沢	急傾斜地の崩壊	栗原市若柳武館字清水ヶ沢(次の図のとおり)
宝領の2	急傾斜地の崩壊	栗原市一迫字川口宝領(次の図のとおり)
西大寺の1	急傾斜地の崩壊	栗原市金成沢辺西大寺(次の図のとおり)
大久保沢の1	急傾斜地の崩壊	栗原市金成長根沢、大久保沢(次の図のとおり)
大久保沢の5	急傾斜地の崩壊	栗原市金成大久保沢(次の図のとおり)
長館	急傾斜地の崩壊	栗原市金成長根沢(次の図のとおり)
花館の1	急傾斜地の崩壊	栗原市金成小迫宿(次の図のとおり)
山根の1	急傾斜地の崩壊	栗原市金成津久毛岩崎山根(次の図のとおり)
館下の3	急傾斜地の崩壊	栗原市金成有壁館下(次の図のとおり)
館下の4	急傾斜地の崩壊	栗原市金成有壁館下(次の図のとおり)
山根の2	急傾斜地の崩壊	栗原市金成津久毛岩崎山根(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)

第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
上沼沢6	土石流	栗原市花山字草木沢角間(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所
沢1	土石流	栗原市一迫柳目字五反田(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九百二十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十六年九月三十日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域

1 位置

宮城県石巻市潮見町十四番一及び雲雀野町二丁目十四番三に接する海浜地地先公有水面

2 区域

(1) 一―二―二―一工区

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び㉔の地点と㉔の地点とを結んだ線により囲まれた区域

⑱の地点 基点A(石巻港区西防波堤の灯台位置、北緯三八度二四分四秒、東経一四一度一八分八秒)から二七九度二分九秒二、二二五・二〇メートルの地点

⑳の地点 ⑱の地点から一七三度二七分三七秒二七八・九六メートルの地点

㉑の地点 ⑱の地点から一七三度二七分三七秒二七八・九六メートルの地点

三・四・百十三号矢本門脇線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

石巻市 門脇字元明神の一部

東松島市 大曲字寺沼、同字横沼、同字西田、同字新沼、同字上納、同字上納前及び同字新田の各一部

2 廃止する部分

なし

○宮城県告示第九百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域

岩沼市 下野郷字出雲屋敷、同字上江川、同字北坪、同字北長沼、同字新田、同字中坪、同字中谷地、同字荷揚場及び同字南坪の各一部

名取市 植松字稔田の全部

植松字南、同字下札前及び本郷字下道清の各一部

2 市街化区域から市街化調整区域に変更しようとする土地の区域

なし

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、岩沼市役所（建設部復興・都市整備課）及び名取市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十六年十一月二十八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第九百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画緑地

2 名称 一号矢本海浜緑地

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

東松島市大曲字下台の一部

2 廃止しようとする土地の区域

東松島市矢本字下立沼前、同字板取、同字鎌沼、同字三本松、同字沼下、同字弘法及び牛網字海辺の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び東松島市役所（復興政策部復興都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十六年十一月二十八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品及び納入予定数量

1 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準粒径、十トン車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 九百八十トン

2 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、平均粒径三ミリメートル、四トントラック車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 三十トン

3 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 百十キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所 宮城県栗原市築館藤木五番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年十月二十四日

四 落札者の名称及び所在地
1 一の1の購入物品 第一物産株式会社仙台支店 仙台市若林区鶴代町二丁目六十番一号

2 一の2の購入物品 不調
3 一の3の購入物品 株式会社ハイウェイ東北 仙台市泉区永和台三十五番一号

五 落札金額
1 一の1の購入物品 三十一円十銭（一キログラム当たり）
2 一の2の購入物品 不調
3 一の3の購入物品 四十六円四十四銭（一リットル当たり）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 平成二十六年九月五日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十一月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大和町学苑八番三、八番四、百三十番十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
二、百七十五番の各一部
仙台市青葉区本町二丁目十一番十号
学校法人菅原学園

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十一月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宮城県知事 村 井 嘉 浩
巨理郡巨理町逢隈牛袋字南谷地添百八十一番一、百八十一番四、百八十一番五、百八十一番六及び百八十一番七
名取市増田字後島四百五十二番地
守屋 長男

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年十一月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市新田字初向八十四番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
柴田郡柴田町船岡中央一丁目三番十一号
高橋 昇

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年十一月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市下増田字飯塚一番一、一番七、三番一、九番、十番、十一番、十二番、十三番、十四番一、十四番二、十五番一、十五番二、十六番、十七番、十八番、十九番、二十三番、二十四番一、二十四番三、一番一地先の水の一部、十四番一地先の水の一部及び十四番一地先の道の一部並びに同字前

田二百二十一番、二百二十二番、二百二十三番、三百十四番、三百十六番、三百三十番、三百三十一番、三百三十二番、三百三十三番、三百四十六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

名取市

番、三百四十七番、三百四十八番、三百四十九番、三百五十番、三百五十一番、三百五十二番、三百五十四番、三百五十五番、三百五十六番、三百七十八番、三百七十九番、三百八十番、三百八十一番、三百八十二番、三百八十三番、三百八十四番、三百八十五番、三百八十六番の一部、三百八十七番の一部、三百八十八番の一、三百八十九番、三百九十番、三百九十一番一、三百九十三番の一部、三百九十四番の一部、三百九十五番の一部、三百九十六番の一部、三百九十七番の一部、三百九十八番、三百九十九番、四百番、四百一番、二百二十一番地先の水の一部、二百二十三番地先の水の一部、三百八十九番地先の水の一部、二百二十三番地先の道のの一部(一工区)

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年十一月十四日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市赤井字南一百五十六番一、百五十六番二、百五十六番三、百五十八番、百五十九番一、百五十九番五、百五十九番八、百六十九番一、百七十番、百七十一番、百七十二番、百七十四番、百七十五番一、百七十五番二、百八十八番、百八十九番、百九十番、百九十一番、百九十二番、百九十三番、百九十四番、百九十五番、百九十六番一、百九十六番四、百九十七番一、二百九番一、二百十番、二百十一番、二百十二番、二百十三番、二百十四番、二百十五番、二百十六番、二百十七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

番二の一部、二百二十七番、二百二十八番、二百二十九番、二百三十番、二百三十一番、二百三十二番、二百三十三番、二百三十四番一、二百三十四番五、二百四十四番三、二百四十五番一、二百四十六番、二百四十七番、二百四十八番、二百四十九番、百五十九番八地先の道のの一部、二百九番一地先の道のの一部、百五十八番地先の水の一部、百五十六番一地先の水の一部、百八十八番地先の水の一部、二百二十九番地先の水の一部
仙台市青葉区本町二丁目十六番十号
積水ハウス株式会社 仙台シャームゾン支店
支店長 川村 英史

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 A重油(JIS一種二号) 二百キロリットル
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書による。
 - 3 納入期限 平成二十七年一月十四日 午前九時
 - 4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」
 - 5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十七年三月 百キロリットル 平成二十七年五月
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

をしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とはば同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十六年十一月二十日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇―八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 荻野 智志 電話〇二二―二二―一三六二二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十六年十一月二十八日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年十一月二十八日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十六年十二月二日午前九時から平成二十六年十二月九日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十六年十二月九日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十六年十二月十日午前十時 高校教育課内（宮城県行政庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.2) 200 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : January 14, 2015

3 Place of Delivery : Miyaginaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : December 9, 2014, 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Satoshi Oginō, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年十月十五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額 七千四百七十七万八千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年九月二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

1 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県登米高等学校 一式

2 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県伊具高等学校 一式

3 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県石巻工業高等学校 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年九月二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

一の1 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

一の2 富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地

一の3 N E C キヤピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額

一の1 三千六万七千二百円

一の2 二千九百七十一万八千円

一の3 三千十三万二千元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 平成二十六年八月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十六年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピュータ貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年九月二日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 五 落札金額 二千七百七十四万八千八百八十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年八月一日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。
平成二十六年十一月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
明日の丸森をつくる会	鈴木美智子	八巻 松子	伊具郡丸森町字石倉三一六	平成二十六年十月十六日
岩田士郎後援会	大波 正己	岩田 梅子	黒川郡富谷町明石台一丁目二四番地一二	平成二十六年十月二十二日
齊藤秀行後援会	齊藤 秀行	千葉 伸子	黒川郡富谷町明石台五丁目二番二号	平成二十六年十月三日

若生英俊 100人 磯前 武 若生 明子 黒川郡富谷町東向陽台三丁目二九 平成二十六年十月七日
間会議 一二二

○宮選管告示第百十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
平成二十六年十一月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
泉区都市問題研究会	主たる事務所	仙台市青葉区中央四丁目一六	仙台市泉区八乙女四丁目五一	平成二十六年十月二十九日
MSS政策研究会	代表者の氏名	新沼 福也	石川 秀行	平成二十六年十月三十日
大町えいしん後援会	代表者の氏名	大町 洋	八島 勇雄	平成二十六年十月六日
くさか富士夫を囲む会	会計責任者の氏名	八島 照	大町 洋	平成二十六年十月二十九日
長谷川るみ後援会	主たる事務所	仙台市青葉区中央四丁目一六	仙台市泉区八乙女四丁目五一	平成二十六年十月十六日
宮城県不動産政治連盟	会計責任者の氏名	長谷川 美	長谷川 極	平成二十六年十月十四日
	会計責任者の氏名	高橋 尚	加藤 和将	平成二十六年十月十四日

○宮選管告示第百十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。
平成二十六年十一月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
結いの党宮城県第一区支部	林 宙紀	平成二十六年九月二十一日
結いの党宮城県支部連合会	林 宙紀	平成二十六年九月二十一日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

小岩孝一後援会

小岩 孝一

平成二十六年十月二十日

小林しんいち後援会

武田 貞止

平成二十六年九月三十日

○宮選管告示第百十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年十一月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

小岩孝一後援会

報告年月日 26.10.20 (26.10.20解散)

1 収入総額

9,504

2 支出総額

0

○宮選管告示第百二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年十一月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

小岩孝一後援会

報告年月日 26.10.20 (26.10.20解散)

1 収入総額

9,504

2 支出総額

0

○宮選管告示第百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年十一月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（政党の支部）

結いの党宮城県支部連合会

報告年月日 26.10.6 (26.9.21解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

結いの党宮城県第1区支部

報告年月日 26.10.6 (26.9.21解散)

1 収入総額

10,000,000

2 支出総額

10,000,000

3 本年収入の内訳

本部又は支部から供与された交付金に係る収入

10,000,000

4 支出の内訳

結いの党

10,000,000

経常経費

6,499,566

人件費

3,073,800

光熱水費

143,829

備品・消耗品費

1,146,970

事務所費

2,134,967

政治活動費

2,506,445

組織活動費

815,930

機関紙誌の発行その他の事業費

1,674,580

宣伝事業費

1,674,580

調査研究費	15,935
(その他の政治団体)	
小岩孝一後援会	
報告年月日 26. 10. 20 (26. 10. 20解散)	
1 収入総額	9,504
前年繰越額	9,504
2 支出総額	0
小林しんいち後援会	
報告年月日 26. 10. 24 (26. 9. 30解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0